明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一二九）　二
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**六九）　六
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（**国土交通**八一）　一二

〔告　示〕

○移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する件（**国家公安委・総務・国土交通**一）　四
○著作者の実名登録の件（**文化庁**七五）　三六
○漁業災害補償法第百二十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件の一部を改正する件（**農林水産**二三〇三）　五六
○漁業災害補償法第百四十一条第一号の規定に基づき漁業共済組合連合会の養殖共済に係る純再共済掛金の金額の算定の方法を定める件の一部を改正する件（**同**二三〇四）　七〇
○漁業災害補償法第百四十条第二項の規定に基づき養殖共済に係る同条第一項第一号の団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件（**同**二三〇五）
○漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第六号及び第七号に掲げる養殖業についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件（**同**二三〇六）　七二
○漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第八号から第十号までに掲げる特定養殖業についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件（**同**二三〇七）
○漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第六号及び第七号に掲げる養殖業についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件（**同**二三〇八）　七三
○漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第八号から第十号までに掲げる特定養殖業についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件（**同**二三〇九）　七五
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件（**同**二三一〇）　七五
○飼料の公定規格の一部を改正する件（**同**二三一一）　七六
○農業保険法第十二条の規定に基づき、家畜共済の共済掛金国庫負担金の限度額を定める件等の一部を改正する件（**同**二三一二）　七六

〔公　告〕

諸事項

官庁

割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、公示送達関係　七九

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本司法支援センター平成二十九事業年度財務諸表、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係　一三三

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　一四〇

会社その他

会社決算公告　一四一